○総務省告示第

号

電 波 法 施 行 規 崱 昭昭 和 二 十 五 年電 波監理委員会規 則第十四号) 第六条の二の二の 規定に基づき総務大臣 が

別に告示する条件を次のように定め、 電気通信事業法等の一部を改正する法律 (平成二十七年法律第二十六

号)の施行の日から施行する。

平成 年 月 日

総務大臣 山本 早苗

施 行 規則第六条の二の二の 規定に基づき総務大臣 が 別に告示する無線 局 は、 次 のとおりとする。

施行規則第六条第四項第四号()に掲げる周波数の電波を使用する無線局であって、

次に掲げる通信

に の 用

に供するもの

(案)

1 兀 GHz 帯子機 <u>-</u> 四Hz帯親機 兀 H帯の周波数の電波を使用する無線局であって、 他の無線

局 か 5 制 御 されることなく送信を行い、 \mathcal{O} 通 信 系 内 0 他 \mathcal{O} 無線 局 が 使 用 する電 波 \mathcal{O} 周 波 数 \mathcal{O} 設定そ の

他 0 当 該 他 \mathcal{O} 無線 局 \mathcal{O} 制御を行う 無線! 局 を 7 う。 以下同 に 制 御 され る無線 局 で あ って、 空中 線 電

力が次のいずれかのものをいう。 以下同じ。)による二・四日帯親機 (適合表示無線設備の みを使用す

るものに限る。)との通信

周波数· ホ ッピング方式 (直接拡散又は直交周波数分割多重との複合方式を含む。) を用 ζ) る送信 装

置であって、二、四二七ML以上二、四七〇・七五ML以下の周波数の電波を使用するものの空中線電力

は、 変調信号の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合におい MHz

 \mathcal{O}

帯域幅における平均電力が三ミリワット以下であること。

スペクト ルル 拡散 方式 スを用い る送信装置であって、一に該当しない ものの空中線電 力は、 変調! 信号の

送信速度と同 じ送信速度の標準 符号化試験信号により変調 した場合において、 MMの帯域幅における

平均電力が一〇ミリワット以下であること。

(三) 直交周波数分割多重方式を用いる送信装置であって、一に該当しないものの空中線電力は、 変調信

号の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合におい て、 次の いずれかであ

ること。

ア 占有 周 波数带 幅 が二六ML以下の送信装置の場合は、 MMの帯域幅における平均電力が一○ミリワ

ット以下であること。

3

兀

GHz 帯

親機

(法第百三条

の 五

第一

項に規定する外国

の無線設備と同一の筐体に収められた無線設

1 占有周 波数帯幅 が二六MIを超え三八MI以下の送信装置の場合は、 MHz の帯域幅 におけ る平均電力

が 五ミリワット 以下であること。

(四) 一、二及び三以外の送信装置の空中線電力は、一○ミリワット以下であること。

2 二·四GH末親機 (空中線電力が前号の一から四までのいずれかに規定されるものに限る。 以下同じ。

のうち電気通信 口 [線設備に接続 心しない ŧ のと二・四H帯子機との通信 (前号に該当するものを除く。

備を使用するものに限る。)と二・四H帯子機との通信

4 空中線電力が第一号の一から凹までのいずれかに規定されるものであって、 他の無線局から制御され

ることなく送信を行う無線局同士による通信

施行規則第六条第四]項第四 号 (3) に掲げ る周 波数 \mathcal{O} 電波を使用する無線 局 であって、 五. ·二 GHz 帯 子 機 五

GHz 帯親機 五 GHz 帯の 周 波 数 \mathcal{O} 電 波 を 使用す っる無線| 局であって、 他 \mathcal{O} 無線 局 か 5 制 御されることな

く送信を行い、 一の通信系内の他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他 の無線局 0 制御

する送信

装置

一の空中

-線電力:

は、一〇ミリワット

以下であること。

を行う無線 局をいう。 以下同じ。) に制御される無線 局であって、 空中 -線電-力が 次 \mathcal{O} いずれ か \mathcal{O} も の をい

う。 による五 ・二Hz帯親機 (適合表示無線設備の みを使用するも のに限る。 との 通 信 \mathcal{O} 用 に 供するも

1

 \mathcal{O}

直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式を使用する送信装置の空中線電力は、 MHz の帯域幅 にお

け る平均電 力が一〇ミリワット以下であること。

2 振 幅 変調 方式、 位 相 変調 方式、 周波数変調方式若しくはパルス変調方式又はこれらの複合方式を使用

3 直交周波数分割多重方式を使用する送信装置は、 次のとおりであること。

(-)占有周波数帯幅が一 九 MHz以下の場合

MHz の帯 域 幅 に お け る平均で 電 力が一〇ミリワット以下

(__) 占有周 波 数带 幅 が __ 九 MHz を超え三八MHz 以 下 \dot{O} 場 合

MHz の帯 域 幅 に お け る平 均 電 力が 五ミリ ワ ツ } 以下

(三) 占有周波数带 幅が三八MEを超え七八ME以下の場合

三

施

行

規

則

第六条第

匹

項

第

四

12

撂

げ

る

周

波

数

 \mathcal{O}

電

波

を使

用す

る無線

局

で

あ

って、

五.

• 三

GHz

帯子

機

五

MHz の帯 域 幅 12 お け る平 均 電 力 が二・ 五. ミリワ ツ ٦ · 以 下

(四) 占有 周 波 数 帯 幅 が 七 八 MHzを超 え 五. 八 MHz以下 \mathcal{O} 場

MHzの帯 域 幅 に お ける平均 電 力が一・二五ミリワッ } 以下

4 五、 ○MHZは五、二九○ MHz の周 波 数 0 電 一波を同 時 に使用する送信装置の空中線電力は、 MHzの帯

域 幅 に おけ る平均 電 力が 一・二五ミリワ ツト 以下であること。

号 (4)

GHz 帯 親 機 五 三 GHz 帯 \mathcal{O} 周 波 数 \mathcal{O} 電 波 を 使 用 す ^る無線| 局 で あ 0 て、 他 \mathcal{O} 無 線 局 か 5 制 御 さ れ ることな

く送信を行い、 \mathcal{O} 通 信 系 内 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 無 線 局 が使用が ける電気 波 0) 周 波 数数 の設定そ \mathcal{O} 他 0) 当該 他 \mathcal{O} 無 線 局 \mathcal{O} 制 御

を行う無線 局 をい . う。 以下 同じ。 に 制 御される でる無線に 局であ いって、 空中 -線電· 力が 前 項 第 号か 5 第四

で \mathcal{O} 1 ず れ か に 規定され れ るも \mathcal{O} を *(* \ う。 に よる五 • 三 GHz 帯 親機 (適 合 表 公示無線 設備 \mathcal{O} 4 を使 介用するか \mathcal{O}

に 限 る。 لح 0 通 信 \mathcal{O} 用 に 供 いする ŧ

兀 施 行 規 則 第 六 条第 兀 項 第 兀 号 (5) に 撂 げ る 周 波 数 \mathcal{O} 電 波 を 使 用 す る 無 線 局 で あ 0 て、 五. 六 GHz 帯 子 機 五

六 GHz 帯親機 五 六 GHz 帯の 周 波数 $\widehat{\mathcal{O}}$ 電波を使用する無線局であって、 他 \mathcal{O} 無線 局 か 5 制 御されることな

を行う無線局をいう。 く送信を行い、 による五・六GH帯親機 の通信系内の他 以下同じ。) (適合表示無線設備のみを使用するものに限る。) との通信の用に供するも の無線局が使用する電波の周波数の設定その他 に 制御される無線局であって、 空中線電 力が 次の の当該他 いず この無線に ħ かの ŧ 局 の制 \mathcal{O} を 1 御

1 第二 一項第一 号から第三号までのいずれかに規定されるものであること。

 \mathcal{O}

2 五、 五三〇MHZは五、 六 一 O MHz の周 波 数数 の電波を同時に使用する送信装置の空中線電力は、 MHz の 帯

域幅における平均電力が一・二五ミリワット以下であること。